

令和元年第6回定例会

斑鳩町議会会議録

令和元年12月2日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係長	岡田 光代
--------	-------	----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	面 卷 昭男
総務課長	仲村 佳真	まちづくり政策課長	本庄 徳光
財政課長	福居 哲也	税務課長	真弓 啓
住民生活部長	加藤 恵三	福祉子ども課長	中尾 歩美
長寿福祉課長	中原 潤	国保医療課長	猪川 恭弘
健康対策課長	北 典子	環境対策課長	東浦 寿也
住民課長	関口 修	都市建設部長	植村 俊彦
建設農林課長	手塚 仁	都市整備課長	松岡 洋右
上下水道課長	上田 俊雄	会計管理者	黒崎 益範
教委総務課長	安藤 晴康	生涯学習課長	栗本 公生
生涯学習課参事	平田 政彦		

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 発議第 7 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第 5 9 号 西和地域病児保育室設置条例について
- 日 程 8. 議案第 6 0 号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関
する条例について
- 日 程 9. 議案第 6 1 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 0. 議案第 6 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 1. 議案第 6 3 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日 程 1 2. 議案第 6 4 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日 程 1 3. 議案第 6 5 号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例
について
- 日 程 1 4. 議案第 6 6 号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）
について
- 日 程 1 5. 議案第 6 7 号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第 2 号）について
- 日 程 1 6. 議案第 6 8 号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予
算（第 3 号）について
- 日 程 1 7. 議案第 6 9 号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 2 号）について
- 日 程 1 8. 議案第 7 0 号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2
号）について

- 日 程 1 9 . 議案第 7 1 号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第
2号）について
- 日 程 2 0 . 同意第 1 7 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
いて同意を求めることについて
- 追加日程 1 . 議案第 7 2 号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開会)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和元年第6回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和元年第6回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お練り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。さて、本定例会には、西和地域病児保育室設置条例についてなど、14議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1．会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。本定例会の会議録署名議員には、13番奥村議員、1番溝部議員を指名します。両議員には、会期中よろしく申し上げます。

続きまして、日程2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から今月18日までの17日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から今月18日までの17日間と決定しました。

次に、日程3．建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和元年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継

続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長（井上卓也君） おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る11月15日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 継続審査について、（1）都市基盤整備事業に関することについて。いかるがパークウェイの整備について報告があり、三室交差点付近の工事及び本線部分の接続工事にスケジュールの変更が生じ、本線部分への交通の切り替えは本年12月末をひとつの目途とされる旨報告をしていたが、その後、関係機関との協議及び工事の進捗の状況から、11月末頃には三室交差点の本線切り替えが出来る状況となってきたとの報告がありました。現在、具体的な切り替え作業について、警察等とも日程を含め最終的な調整が行われているとのことでした。三室交差点付近においては、完成形に向け引き続き工事が行われてまいりますが、特に、安全対策には十分配慮されながら進められますよう、国とも引き続き、連携・調整を図ってまいりたいと考えているとの説明がありました。委員より、道路切り替えの周知方法、沿道自治会からの意見等、いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、（2）陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について。本件については、9月13日の建設水道常任委員会において、陳情者の地区が困っておられる状況は分かるけれども、町営住宅の駐車場が道路となった場合、新たな交通問題がおこる可能性がある。また陳情者以外の周辺自治会の意向がわからないといったことから継続審査とし、委員それぞれがさまざまな住民の意見を聞くなど、十分に調査研究した上で慎重に審議をしようということになっておりました。このことから各委員に調査をされた上での意見をたずねたところ、委員より住民に意見聴取したところ、道路となった場合南側、南東側、龍田神社等、龍田の本通りのほうに抜ける車が増えて非常に危なくなるから、道路をつけることについては慎重になってほしい、絶対反対だとか強くおっしゃる方もおられた。また児童や歩行者の安全が十分に確保されていないという状況の中で、駐車場を道路に変更するというのは現状では厳しいと思う。なんらかの方法で狭い道を通れるような方法があってもいいと思うが、現状では道路に変更するのは難しいというふうに思う等、いくつか意見がありました。休憩をはさんだ後、陳情者の地区が困っておられる状況は分かるけれども、町営住宅の駐車場が道路となった場合、

新たな交通問題が起こる心配がある、また、陳情者以外の周辺自治会に反対の意見があるという意見を取りまとめたのち、採決をとることについてたずねたところ、異議なく採決をとり、1名が自主退席されましたが、本件については、当委員会として満場一致で不採択するべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 県営水道の受水等について報告がありました。現在、水道事業において県営水道と自己水により事業運営を行っているが、浄水場施設等の改修更新や県営水道の受水量により、今後の水道事業会計が大きく左右されるため、その現状と課題等について説明があったものです。説明では、斑鳩町の水道水の有収水量と受水の状況として、各年度、概ね県営水道が7割、自己水が3割の割合で水道水を供給している状況であること、また、浄水に係る施設と耐用年数、施設の改修事業、浄水場施設の維持管理費用、県営水道受水量とその費用等について説明があり、水道事業財政については、これまでどおり自己水を維持して浄水場施設の更新を行う場合と、町の浄水場の稼働を停止し、すべて県営水道の受水にした場合の2通りの財政推計について説明がありました。また、町の浄水場施設を更新し自己水を継続した場合には、停電時の対策や計画的な施設の更新が必要になることや、町の浄水場施設を廃止し、県営水道100パーセントに切り替えた場合には、災害や緊急時の管理体制の検討や停止した浄水場施設の活用や維持管理等が必要になってくることなど、それぞれの課題があり、最後に県内の状況として、県営水道100パーセントの市町村が11市町村、移行中が5市町村、協議中が1町となり、100パーセントでない市町が7団体であるとの説明がありました。町としては、今後さらに自己水の浄水施設を廃止した場合、コストや財政状況等を精査し、県営水道の切り替えについて検討を重ね、一定のとりまとめができたときに、再度、当委員会へ相談するとの報告がありました。委員より、現在の状況、県営水道の単価、県水の見込み等いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上が、閉会中における当委員会にかかります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いたします。これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題とします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

11番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱真理子君） おはようございます。

それでは、令和元年11月19日午前9時から、全委員出席のもと厚生常任委員会を開催いたしました。その概要を報告いたします。

初めに、1. 継続審査を議題といたしました。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者から説明がなされました。

ごみ処理広域化に関する勉強会についてでございます。勉強会での最大の課題は建設候補地の選定であり、諸般の条件から奈良市の西南部で候補地を求めることが合理的であるとの考えで検討を進め、9月に奈良市長が中西町長を訪問され、奈良市西南部を建設候補地として検討している旨の話があったとのことでございます。

次に、資源物共通指定袋モデル事業について。本年8月から10月まで8自治会でモデル事業を実施され、そのアンケート結果を報告されました。アンケート結果から、概ね資源物共通指定袋による収集については問題なく実施できるものと判断でき、指定袋の作成については寄せられた意見を参考に、次年度から全町実施の予定とのことでした。

次に、年末におけるごみ持込み事業が、昨年同様12月29日と30日の2日間、午前8時30分から午後3時まで、衛生処理場で実施するとのことでした。事前周知として町広報紙、ごみ分別アプリ、町ホームページ・自治会回覧を予定しているとの報告がありました。委員より、広域化になった場合のごみ分別について、共通袋の大きさやデザインについて質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、各課報告事項でございます。

(1) 西和地域病児保育室の利用について、利用方法等の協議が整ったので、その内容が報告されました。開所日は令和2年1月15日（水）の予定です。対象児童は、5町の生後6か月から小学6年生までです。利用定員は6人、祝日、年末年始を除く、平日午前8時から午後6時です。利用料・対象疾病等・利用方法・予約方法等が報告されました。委員より、利用前のかかりつけ医の受診について、感染性の強い疾病の場合の対応について、利用できない疾病について、対象児童等について、連続して利用可能な日数等について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、令和2年度保育所保育料（案）についてでございます。これまで本町の保育料は国の徴収基準額の85パーセントに設定しておりましたが、3歳未満児についてもさらなる経済的負担の軽減を図り、全ての階層において、国基準の80パーセントで設定したいとの報告です。委員より質疑はありませんでした。

次に、国保運営方針の中間見直し（令和3年度以降適用）について、平成30年度か

ら県単位化が始まり、3年ごとの見直しに向けて県より令和3年度以降の見直し（案）の説明がありました。給付金算定に用いる収納率の取り扱い、保険料及び一部負担金の減免の取り扱いについての課題が示されました。委員より、保険料の減免の統一基準案にかかる斑鳩町の影響について等質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、その他については特段の質疑、意見等はございませんでしたので、以上をもって厚生常任委員会を閉会いたしました。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願い申しまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題とします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、閉会中の11月20日全委員出席のもと総務常任委員会を開催しましたので、その概要について報告させていただきます。

初めに、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、まず、斑鳩町文化財活用センターの運営について、12月1日まで開催している秋季特別展「中宮寺跡を掘る―聖徳太子ゆかりの尼寺の全貌―」の関連事業として、11月9日に現地説明会、中宮寺跡探検ツアーを開催し、40名の参加があった。また、11月16日には、中宮寺をテーマとした記念講演会を開催し、90名の参加があったとのことです。次に、史跡藤ノ木古墳について、平成20年に整備が完了した後、雨水による洗堀等によって石室前広場を中心に地表が荒れていたが、国庫補助事業を活用し固化土舗装工事を行った。また、秋季の石室特別公開には2日間で1181名の見学者があった。さらに、草刈等のボランティア活動をしていただいている地元の西里老人クラブ松寿会が、県の文化財保護功労者として感謝状の贈呈を受けたとのことです。次に、史跡中宮寺跡について、10月13日に斑鳩町観光協会主催のコスモスフェスタにおいて、来場者を対象に中宮寺跡探訪ツアーを実施し、50名の参加があったとのことです。次に、大方家文書調査について、11月14日文化庁調査官の現地指導を得て来年度の調査計画等についての話し合いを行ったとの報告がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より、藤ノ木古墳石室特別公開来場者のここ数年の推

移と、文化財活用センターへの誘導等について、藤ノ木古墳石室特別公開の昨年度の中止の理由等について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。なお、この継続審査については、これまで「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」というタイトルで審査をしてきましたが、若干実態が変わってきていることもあり、文言の改定について次回の委員会で委員みなさんと協議させていただくこととしておりますので、あわせて報告させていただきます。

次に、各課報告事項を議題とし、理事者より報告を受けました。1点目は、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗り入れ案についてです。前回委員会での報告以後、奈良交通において実車試験運行が実施され、その結果から調整した運行ダイヤ案について資料にもとづき報告を受けました。

次に、2点目として、平成30年（ワ）第536号損害賠償請求事件の和解の成立について、10月23日に奈良地方裁判所にて原告との和解が成立し、和解の内容は12月号の町広報紙に掲載すること。また、弁護士費用が新たに66万円かかり、予備費より充用したとの報告を受けました。

次に3点目として、災害時における段ボール製品の調達に関する協定の締結について、資料にもとづき報告を受けました。委員より、調達の時期や具体的な内容等について、災害時に使用した備蓄品のその後の処理等について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。また、委員より、協定の文書について協定締結後に写しを見せてほしいとの要望が出されています。

次に、4点目として、職員採用試験の結果について、一般事務職9名、保健師9名（1名と後刻訂正）、助産師1名、管理栄養士1名、保育士・幼稚園教諭4名の計16名の採用を予定しているとのことです。

次に、5点目として、法隆寺における避難誘導訓練の実施について、12月17日、午後1時30分から法隆寺境内等にて実施されるとのことです。

次に、6点目として、令和元年台風第19号における栃木県佐野市への応援職員の派遣について、11月2日から7日まで2名の職員を派遣し、予備費より45万円を充用したとのことです。

次に、7点目として、町立幼稚園における預かり保育について、令和3年4月スタートに向け、預かり保育の実施を検討していくとのことです。

次に、8点目として、東京2020オリンピック聖火リレーについて、当町は4月1

3日の午後、約2千メートルの距離を9人のランナーが聖火をつなぐ予定であるのと同時に、聖火リレーの運営にかかる斑鳩町負担の費用について補正予算を上程することです。

すみません、先ほど報告の中で、職員採用の保健師が「9名」と報告しましたが、「1名」であるとのことなので訂正をさせていただきます。

次に、9点目として、斑鳩西学童保育室の新設工事について、令和2年4月開室予定であったが、資機材費の高騰や人材不足による人件費の高騰などで予算現額を超過する設計額となると同時に、着工時期に遅れが生じ、当初予定での開室が難しくなったこととともに、設計の見直しをしてもなお現予算での対応は難しいことから、工事費の増額について補正予算を上程していくとの報告がありました。

これらの報告に対し、若干の質疑応答がありました。

次に、その他については特段の質疑、意見等は、ございませんでしたので、以上をもって総務常任委員会を閉会しました。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6．発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番 奥村議員。

○13番（奥村容子君） 発議第7号について、説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第7号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月2日 提出

議 会 議 員

伴 吉 晴

斑鳩町議会議員の期末手当の改正にあたっては、斑鳩町議会はこれまで、国の「人事院勧告」を尊重してまいりました。令和元年度の人事院勧告にもとづく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことから、この改正内容に準じ、斑鳩町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明にかえさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

令和元年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告にもとづく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容については、（1）期末手当の支給月数の改定といたしまして、期末手当について、平成31年4月1日にさかのぼり支給月数を0.05月分引き上げるものです。期末手当の支給月数としては、表に示しておりますように、令和元年度においては12月期を1.675月から1.725月へ、また令和2年度以降においては6月期と12月期で支給月数を1.70月に均等配分することとし、年間支給月数を3.35月から3.40月に改正するものであります。

2. 施行期日等について、第1条の規定は公布の日から施行し、平成31年4月1日にさかのぼり適用します。また、第2条の規定は令和2年4月1日から施行します。

以上をもちまして、「発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」につきましても概要説明とさせていただきます。議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

1番 溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

町職員の給与は、過去より人事院勧告を基本に改定が行われています。一方、議員にかかる期末手当につきましては、条例規定が、町職員の例により支給されることとなっていることから、全国の多くの自治体で、慣例的にこの人勧にあわせて改定が行われているのが実態であります。しかし、奈良県議会は、期末手当の額の決定方法のうち、これまで県職員の例により定めていたものを条例で直接規定を行うため、令和元年10月23日に日本維新の会から提案された「奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例」を賛成多数で可決し、今後は期末手当の額の決定にあつては、平成30年度の基準1.675月分に据え置くこととしました。当然、引き下げ勧告があった場合は見直しが行われます。

議員の期末手当にあつては特別職報酬審議会の対象ではないことから、多くの自治体では、人事院勧告の実施によって変動する国の指定職に合わせて改定されているのが実態であり、奈良県議会議員の期末手当支給月数の改定も同様に繰り返されていました。

この条例改正は、法などに定めのないことに対して、議会が住民目線に立って議員提案を行った良き事例だと思います。

令和元年10月1日からは消費税の改正が行われ、住民の実質的な所得の低下が見込まれる時に、町議会が人勧に従って期末手当の増額を行うべきではないと考えます。

われわれ議員の期末手当を引き上げることを今一度考え直し、この財源を将来の斑鳩町のために役立てていただきたいと思います。

何卒、議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

12番 木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

2019年度の人事院の調査では、公務員の月給とボーナスが民間を下回っていることが判明し、格差を埋めるためプラス改定が必要だとの判断から、人事院勧告では国家公務員の月給を0.9パーセント、ボーナスを0.05か月引き上げることとし、政府と国会に給与水準の見直しを求めました。月給、ボーナス両方のプラス改定を求めるのは6年連続となります。また、こうした人事院からの勧告を受け、国会では法案が審議され可決されています。例年、この人事院勧告にならって、町の一般職の職員の給与や期末手当、また特別職についても期末手当の改定がなされてきました。今回の改定では、

議員の期末手当が0.05か月分引き上げとなり、金額では19,800円となります。必ずしもこの人事院勧告のとおりにはしなければならないわけではありませんが、近年と言いますか、日本がデフレ不況と言われて、かなりの年月が経ちますが、以前は民間と公務員とでお互いに賃金の引き下げ競争をするというようなマイナスのスパイラルが続いてきましたが、労働者の賃金を引き上げ、国民の所得を増やさなければこのデフレ不況からは脱却できないと考えられるなか、人勧の内容すべてに賛成はできませんが、6年連続でプラス改定とされたことに対しては評価しているところです。

さきほど、反対者が「消費税増税によって国民の所得が減り、それに対して議員の報酬を引き上げるということは、行うべきではない」との意見を述べられましたが、私はその議論は少し違うと思います。確かに、住民感情に対しては一定の配慮が必要だと考えますが、これが例えば先ほどおっしゃった県議会、また市議会のように年間1千万円だとか800万円だとか報酬が高額である場合には、これ以上の引き上げは市民・住民感覚からも大きく外れ、理解が得られないということは当てはまるかと思いますが、斑鳩町議会議員の報酬は月額28万4千円、年収では473万9,960円です。私はこの報酬が高すぎるとは思っていません。住民のみなさんからはよく、議員といえば誰でも年間1千万円を超えるような報酬をもらっているのでは、と誤解されることもありますが、決してそうではありません。また、町会議員は兼職は禁止されていませんが、私は議員としてきちんと活動しようと思えば、やはり議員活動に専念できるように兼職せずとも生活できるだけの報酬が必要だと考えます。では、いくらなら良いのかという点については、報酬審議会で検討いただくものであるもので、この場での議論は控えますが、率直に言って、現在の報酬ではこれからのことも含めまして非常に厳しいのではないかと考えています。聞くところによりますと、日本維新の会として、どの議会でも今回の議員の期末手当の引き上げに反対をされるようですが、さきほど申しあげましたように、その自治体ごとによって議員報酬の額も違えば、その自治体の事情も違います。こうした点から見て、実情に即した判断をしていくことが私は必要だと考えます。私は、斑鳩町議会議員として、これからも住民の皆さんの声を町政に反映していけるよう、これまで以上にがんばっていきたくと思っていますし、また、これから新しく議員になられる方の活動を保障していくという点なども総合的に考えますと、今回、人事院勧告に伴って、議員の期末手当を0.05か月分、金額にして19,800円引き上げることについては、決して住民の理解を得られないとは思いませんし、必要な改定だと思いますので、この議案については賛成をいたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（坂口徹君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、発議第7号については、賛成多数で可決されました。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程7. 議案第59号 西和地域病児保育室設置条例についてから、日程20. 同意第17号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、まで以上14議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました14議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第59号 西和地域病児保育室設置条例についてであります。地方自治法第252条の2の規定により、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町及び王寺町において締結した連携協約にもとづき、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、病児保育室を設置するにあたり、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。督促手数料に郵送料相当額等を適正に反映するため、督促手数料の額を100円に改定するものであります。

次に、議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和元年度の人事院勧告にもとづく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことから、この改正内容に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第63号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和元年度の人事院勧告にもとづき、一般職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことから、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与

について、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、給料月額平均0.1パーセントの引き上げ、勤勉手当の支給月数の0.05月分の引き上げ及び住居手当の額について改定を行うものであります。

次に、議案第64号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子育て世帯の経済的な負担のさらなる軽減及び少子化対策の観点から、保育園保育料を国基準の保育料より20パーセント軽減し、「子育て応援宣言のまち」として、子育てしやすいまちづくりの推進を図ることを目的に、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたこと等に伴い、更新手数料の新設等所要の改正を行うものであります。

次に、議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,206万円を追加し、歳入歳出それぞれ93億1,554万1千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第14款 使用料及び手数料では、第2項 手数料で、事業系の可燃ごみを中心に発生量が増加し、ごみ処理量が当初見積りを上回ることから、ごみ処理手数料87万6千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第15款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金で2,584万4千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、幼児教育・保育の無償化において、保育の必要性のある利用者が認可外保育所等を利用される場合、無償化の対象となり、本町が支払う施設等利用給付費に対し負担金が交付されることから、子育てのための施設等利用給付交付金44万4千円の増額、障害者の介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、障害福祉費負担金2,450万円の増額、私立幼稚園の保育料等無償化補助金が現計予算見込みを上回ることから、私立幼稚園保育料等無償化負担金90万円の増額となっております。第2項 国庫補助金では320万8千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、国において本年度中の公務員のマイナンバーカード一斉取得が推進されるなど、今後、カードの申請・交付の増加が見込まれることから、この交付事務費補助金35万1千円の増額、障害者の移動支援事業費及び日中一時支援事業費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金122万2千円の増額、年金生活者支援給付金の円滑な支給のために必要な国民年金システムの改修費用に対し、補助金が交付されることから42万9千円の増額、社会保障・税番号制

度における母子保健情報連携のために必要な健康管理システムの改修費用に対し、補助金が交付されることから79万4千円の増額、西公民館西側のブロック塀が建築基準法の現行基準に適合していないことが判明し、その改修工事費用に対し、社会資本整備総合交付金が交付されることから41万2千円の増額となっております。次に、第16款 県支出金では、第1項 県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、子育てのための施設等利用給付交付金のほか、3つの負担金をあわせて1,292万2千円の増額補正をお願いするものであります。第2項 県補助金では、311万円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、福祉医療費助成に係る県補助金で補助対象分の決算見込みにより250万円の増額、地域生活支援事業費補助金で国庫補助金と同様の理由により61万円の増額となっております。次に、第17款 財産収入では第2項 財産売払収入で、龍田南5丁目地内の町有地を購入希望者に売却したことから1,810万円の増額補正をお願いするものであります。次に第18款 寄附金では、ふるさと納税額が、当初見積りを上回ることから800万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。それでは、人件費以外の主な内容について申し上げます。第2款 総務費では、第1項 総務管理費で1,056万2千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、臨時職員の増員に伴い賃金等で621万8千円の増額、歳入で申しあげましたふるさと納税額の増に伴い報償費等で364万円の増額、社会保障・税番号制度における情報連携対応のためのシステム改修業務委託料で70万4千円の増額となっております。第3項 戸籍住民基本台帳費では、歳入で申しあげたとおりマイナンバーカードの申請・交付の増加が見込まれることから、交付事務に要する費用として35万1千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で6,546万1千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴う繰出金776万8千円の減額、福祉基金への積立を希望される寄附金の積立金120万円の増額、歳入で申しあげました国民年金システム改修業務委託料で42万9千円の増額、福祉医療費助成に係る扶助費が当初見積りを上回ることから、あわせて510万円の増額、歳入で申しあげた障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて5,294万5千円の増額、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、保険料の口座振替依頼方式の変更及び社会保障・税番号制度対応のた

めのシステム改修に伴う繰出金75万円の増額、後期高齢者医療における平成30年度の給付費負担金の精算に伴い1,262万3千円の増額、後期高齢者医療特別会計における保険料の口座振替依頼方式の変更のためのシステム改修に伴う繰出金18万2千円の増額となっております。第2項 児童福祉費では1,544万3千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、歳入で申しあげた新たに無償化の対象となる認可外保育所等の保育料無償化補助金88万8千円の増額、学童保育の放課後児童支援員の社会保険料が当初見積りを上回ることから35万5千円の増額、西学童保育室新設工事において、災害復興や東京オリンピック等の建設需要の拡大により人件費や資材費等が高騰し工事費用が当初見積りを上回ることから、1,420万円の増額となっております。次に、第4款 衛生費では、第1項 保健衛生費で、歳入で申しあげました母子保健情報連携に伴う健康管理システムの改修業務委託料141万9千円の増額補正をお願いするものであります。第2項 清掃費では935万4千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、歳入で申しあげましたごみ処理量が当初見積りを上回ることから、ごみ処理業務等委託料688万3千円と伊賀市環境保全負担金33万円の増額、し尿処理における脱水汚泥の発生量が当初見積りを上回ることから、脱水汚泥処理業務委託料214万1千円の増額となっております。次に、第7款 土木費では、第4項 都市計画費で、下水道事業会計における人件費の予算補正に伴う補助金563万8千円の増額補正をお願いするものであります。次に第9款 教育費では、第1項 教育総務費で、歳入で申しあげました私立幼稚園の保育料等無償化補助金が、現計予算見込みを上回ることから180万円の増額補正をお願いするものであります。第2項 小学校費で、臨時講師の配置状況による増員等に伴い、賃金の増額が必要となったことから772万4千円の増額補正をお願いするものであります。第3項 中学校費では、小学校費と同様の理由により、臨時講師の賃金等で476万9千円の増額補正をお願いするものであります。第4項 幼稚園費では、小学校費と同様の理由により、臨時講師の賃金259万6千円の増額補正をお願いするものであります。第5項 社会教育費では484万1千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、人事異動等により報酬等で171万5千円の減額及び賃金等で173万1千円の増額、歳入で申しあげた西公民館のブロック塀改修工事で82万5千円の増額、「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立を希望される寄附金の積立金で400万円の増額となっております。第6項 保健体育費では、本町が東京2020オリンピックの聖火リレールートに選定されたことから、その運営負担金31万9千円の増額補正をお願いするものであります。

なお、本事業は2か年の支出となることから、債務負担行為の追加補正として、令和2年度分の運営負担金161万2千円の予算措置をお願いしております。最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として1,280万5千円の充当をお願いするものであります。なお、本補正予算では、学童保育施設新設事業及び健康管理システム改修事業において、本年度末までに事業を完了させることができないことから、繰越明許費として、あわせて4,302万1千円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第67号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ697万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ33億3,862万4千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第4款 繰入金では、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正により、一般会計繰入金776万8千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第7款 国庫支出金では、外国人被保険者の資格情報を国保連合会と連携するために必要なシステム改修費用に対し、補助金が交付されることから79万2千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第1款 総務費で697万6千円の減額補正をお願いするものであります。その内容は、歳入で申しあげたシステム改修委託料79万2千円の増額と人件費所要額で776万8千円の減額となっております。

次に、議案第68号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ26億1,399万6千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第3款 国庫支出金で、社会保障・税番号制度における介護保険情報連携のために必要な介護保険システム改修費用に対し、補助金が交付されることから34万5千円の増額補正をお願いするものであります。第8款 繰入金では、本年の人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の補正と、保険料の口座振替依頼方式の変更及び社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修費として75万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、人件費の補正をそれぞれの費目において計上しているほか、第1款 総務費では、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげたシステム改修委託料71万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第69号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ4億5,960万3千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第4款 繰入金では、保険料の口座振替依頼方式変更のためのシステム改修について、一般会計繰入金18万2千円の増額補正をお願いするものであります。次に、歳出予算の補正についてであります。第1款 総務費では、第2項 徴収費で、歳入で申しあげたシステム改修委託料18万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第70号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出では、水道事業費用で、既決予定額に182万2千円を追加し、補正後の予定額を7億5,813万1千円とするものであります。その内容は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の増額補正となっております。

次に、議案第71号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。はじめに、収益的収入及び支出では、下水道事業収益及び下水道事業費用で、既決予定額に、それぞれ318万8千円を追加し、補正後の予定額を、それぞれ6億9,735万8千円とするものであります。その内容は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の増額補正となっております。次に、資本的収入及び支出では、資本的収入で、既決予定額から1,505万円を減額し、補正後の予定額を11億7,427万7千円とするとともに、資本的支出では、既決予定額から同額を減額し、補正後の予定額を12億1,886万2千円とするものであります。その内容は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費245万円の増額と、社会資本整備総合交付金の内示額の確定により1,750万円の減額となっております。

次に、同意第17号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の吉岡祥充氏の任期が、令和元年12月21日をもって満了となることから、引き続き、吉岡祥充氏を同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても、あたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願いを申しあげます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程7. 議案第59号から日程19. 議案第71号までの町長提案の13議案につ

いては、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7. 議案第59号 西和地域病児保育室設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第59号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第60号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第61号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10. 議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第62号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11. 議案第63号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第63号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12. 議案第64号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第64号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程13. 議案第65号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第65号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号は建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14. 議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第66号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程15. 議案第67号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第67号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程16. 議案第68号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第68号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17. 議案第69号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第69号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程18. 議案第70号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂口徹君） これをもって、議案第70号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第70号は建設水道常任委員会に付託いたします。
次に、日程19. 議案第71号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂口徹君） これをもって、議案第71号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第71号は建設水道常任委員会に付託いたします。
次に、日程20. 同意第17号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。
よって、同意第17号については、委員会付託を省略いたします。
理事者の提案説明を求めます。
面巻総務部長。

- 総務部長（面巻昭男君） それでは、同意第17号の斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明いたします。

本同意は、現委員の吉岡祥充氏の任期が令和元年12月21日をもって満了となることから、引き続き、吉岡祥充氏を同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきましてご説明といたします。

同意第17号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和元年12月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町龍田西8丁目3番7号

氏 名 吉岡 祥充

生年月日 昭和30年5月10日

吉岡祥充氏の略歴につきましては、次のページの記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、同意第17号の斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきましての説明とさせていただきます。

なにとぞ、満場一致でご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

同意第17号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第17号については、満場一致で同意されました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布しております追加日程1．議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1．議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、審議することに決しました。

追加日程1．議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、印鑑の登録を受けることができない者として規定している「成年被後見

人」を「意志能力を有しない者」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第72号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明3日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前10時53分 散会）